

農地法第3条許可申請について（必要書類等）

■申請の受付、許可、許可証の交付について

○受付の締切日は毎月10日（10日が土・日・祝日の場合はその次の前日）です。

○総会は毎月25日に開催され、締切日までに申請された案件について審議を行います。

■申請書に添付する書類について

1. 売買・贈与・交換する場合

必要な書類 ①、②

2. 賃借権を設定する場合（自作地を貸与する場合）

必要な書類 ①、②、③

3. 使用貸借権を設定する場合

必要な書類 ①、②、④

4. 競売・公売・遺贈の場合（単独申請）

必要な書類 ①、②、⑤

【必要な添付書類】

- | | |
|-----------------------------|----|
| ① 「全部事項証明書(土地)」(登記簿謄本) →法務局 | 1通 |
| ② 「公図の写し」 →法務局 | 1通 |
| ③ 農地の賃貸借契約書の写し | 1通 |
| ④ 農地の使用貸借契約書の写し | 1通 |
| ⑤ 最高価買受申出人証明書、遺言（公正証書遺言等） | 1通 |

【上記以外に必要な書類】

○新規就農の場合

- ・新規就農計画書
- ・3年以上継続して耕作する旨の誓約書

○代理申請の場合

- ・委任状 1通

○譲受人が市外在住の場合

- ・譲受人の耕作面積証明書 1通
- ・譲受人の住民票謄本 1通
- ・耕作経路図(案内図) 1通

○登記簿謄本の所有者住所が現在の住所と違う場合

- ・前住所が記載されている住民票または、戸籍の附票

○申請地の全部事項証明書に記載の所有者が死亡している場合

- ・所有者の相続人がわかる書類(戸籍または除籍謄本、相続関係系図) 1通

○申請地に抵当権または仮登記等が設定されている場合

- ・譲受人の確認書(同意書) 1通

○譲受人が法人の場合

- ・法人の履歴事項全部証明書(登記簿謄本) 1通
- ・法人の定款 1通

農地の売買、贈与、貸借等の許可について（農地法第3条）

農地の許可制度は、不耕作目的や投機目的での農地の取得などを禁止し、適正かつ効率的な農地の利用を確保することが目的です。

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、有効になりませんので、ご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については、農業経営基盤強化促進法による方法もあります。
詳しくは、真岡市農業公社（TEL0285-83-9931）にお問い合わせください。

●農地法第3条の主な許可要件

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

①全部効率利用要件	権利を取得しようとする者が、農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること。農業用機械、労働力、技術等を総合的に勘案する。
②農作業常時従事要件	個人の場合は、権利を取得しようとする者またはその世帯員等が、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事する（ 原則150日以上 ）と認められること。（ただし、貸借に限り解除条件付きで農作業常時従事要件を満たす必要が無い）
③農地所有適格法人要件※1	法人の場合は、農地所有適格法人であること。（ただし、貸借に限り解除条件付きで一般法人等の参入を容認）
④地域との調和要件	農地の権利取得後に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に影響がないこと。

※1 農業法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

真岡市農業委員会
TEL (0285)83-8188